

# 奥出雲町入札制度の見直しについて

## 1. 入札制度見直しの内容

### (1) 予定価格の事前公表実施

- ・ 工事請負に係る全ての入札案件について、予定価格を事前公表（※公表することが適当でないものを除く）
- ・ 業務及び物品・役務の入札については、事前公表を行わない。

### (2) 一般競争入札の実施拡大（事後審査型）

- ・ 下記基準額を設定し、その金額以上の入札案件については原則一般競争入札を実施。  
《基準額》 土木工事：3,500万円、建築工事：7,000万円  
                  業務：2,000万円    物品：700万円
- ・ 基準額以下の入札案件及び一般競争入札することがそぐわない案件等については指名競争入札を実施。
- ・ 地域経済への影響の懸念、及び地元企業育成の必要から、入札参加者に地域要件（会社の所在地要件）その他の入札参加資格の条件を付する。

### (3) 指名競争入札の改善

- ・ 疑義事案に対して積極的に調査を実施するなど、入札の公正性確保。

### (4) 入札結果公表の実施

- ・ 全入札案件に係る入札結果の詳細情報を町ホームページに掲載。

### (5) 随意契約の厳格化

- ・ 少額随契可能額以上の随意契約案件については「入札審査会」で随意契約理由を審査。
- ・ 少額随契基準額以上の工事請負及び物品購入に係る契約案件について、結果公表。（公表の実施時期は未定）

### (6) 指名停止措置の罰則強化等

- ・ 違反行為があった場合、入札参加者の指名停止期間の見直し等、罰則強化。（物品・役務の場合も適用）

## ※ 改革案の試行と見直し

- ・ 上記見直しは、平成30年1月から実施。平成30年度末までは試行期間とし、その効果等を検証し、平成31年度を目処に本格実施。
- ・ 電子入札の導入等実施に向け取り組む。（実施時期は未定）

## 2. その他（組織・職員における体制面の見直し）

- (1) 部外者（業者、各種販売員等）の事務室への入室制限